

恵庭市市外火葬場利用助成について

1 制度概要

恵庭市民のご遺体を恵浄殿（恵庭市火葬場）で火葬することを希望しながらも当日恵浄殿の火葬件数が多いことから、やむをえず市外の火葬場で火葬したときに助成する制度です。

※ 原則として恵浄殿での火葬日程（日時）を調整いただくことを基本とします。

2 助成の要件

次の要件すべてを満たすことが必要です。

- (1) 恵浄殿の火葬炉に空きがなく、やむをえず市外火葬場を利用していること
- (2) 恵庭市民のご遺体を市外火葬場で火葬していること
- (3) 市外火葬場の利用者（領収書の名宛人）が、助成の申請者であること
- (4) 申請者が生活保護を受給していないこと（生活保護を受給の人は別途生活保護の担当者にご相談下さい）

3 助成金の額について

市外火葬場の火葬炉使用料（待合室料含む）と恵浄殿の火葬炉使用料との差額を助成します。

（恵浄殿の火葬炉使用料）

区分	12歳以上のご遺体	12歳未満のご遺体	死胎	身体の一部(1kgあたり)
金額	15,000 円	10,000 円	7,000 円	2,000 円

（例）：80歳でお亡くなりになった恵庭市民を市外火葬場で火葬した場合

市外火葬場の火葬炉使用料が 18,000 円、待合室使用料が 6,000 円、計 24,000 円

24,000 円 - 15,000 円 = 9,000 円（助成金の額）

※ 恵浄殿の火葬炉使用料は、待合室分を含んでいます。

※ 恵浄殿をご利用の場合、減免となる人は減免後の額を適用できるので別途ご相談下さい。

4 申請について

次の(1)～(4)の書類を下記申請先に提出下さい。（恵庭市民以外の人でも上記要件を満たせば申請することができます。）

- (1) 申請書 兼 請求書【別紙】
- (2) 同意書【別紙】
- (3) 火葬許可証の写【火葬場で火葬済であることを記載、押印したもの】
- (4) 市外火葬場の火葬炉(待合室)使用料領収書の写【注：葬祭業者の葬式領収書ではありません】

※ 申請期限は、市外火葬場を利用した日の翌日から起算して20日以内となっていますので、お忘れのないようにお願いします。

<申請先・問い合わせ先>

〒061-1498

恵庭市京町1番地

恵庭市役所 市民課

電話 0123-33-3131 内線 1111・1112

年 月 日

恵庭市長 様

申請者兼請求者 住 所

氏 名

電 話 ()

死亡者等との関係 ()

恵庭市市外火葬場利用助成金交付申請書兼請求書

恵庭市市外火葬場利用助成金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請（請求）します。

市外使用料		円		市内使用料		円				
交 付 申 請 （ 請 求 ） 額			円							
死 亡 者	住 所									
	氏 名									
	生 年 月 日		年 月 日		死 亡 年 月 日		年 月 日			
死 胎	出 産 者 の 住 所									
	出 産 者 の 氏 名				出 産 年 月 日		年 月 日			
身体の一部	住 所									
	氏 名				手 術 等 年 月 日		年 月 日			
使 用 し た 市 外 火 葬 場					火 葬 年 月 日		年 月 日			
振 込 先 口 座			金 融 機 関 名				本店・支店		本店 ・ 支店	
			種 別				口 座 番 号			
			(フリガナ) 口座名義人							

備考

- 1 火葬許可証等の写し、市外使用料に係る領収書の写し等を添付してください。
- 2 申請期限は、市外火葬場を使用した日の翌日から起算して20日以内です。
- 3 市外使用料は、火葬炉及び待合室の使用に限ります。

様式第 2 号（第 5 条関係）

恵庭市長様

恵庭市市外火葬場利用助成金交付要件確認同意書

恵庭市市外火葬場利用助成金交付申請について、恵庭市市外火葬場利用助成金交付要綱第5条に規定する次の要件を市が調査、確認することに同意します。

調査、確認する事項

- ・生活保護の受給状況について

申請者世帯を代表し、同意する者の記名押印

年 月 日

住 所

氏 名

証 明 欄	申請者の属する世帯が生活保護を受給していないことを証明する。 年 月 日 恵庭市 印
-------	--